



女性の職業生活に
おける活躍推進

参考資料③

夫婦子ども2人世帯において妻が
年収の壁を超えて働く場合の生涯
可処分所得への影響（一定の仮定
に基づく試算）等



月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

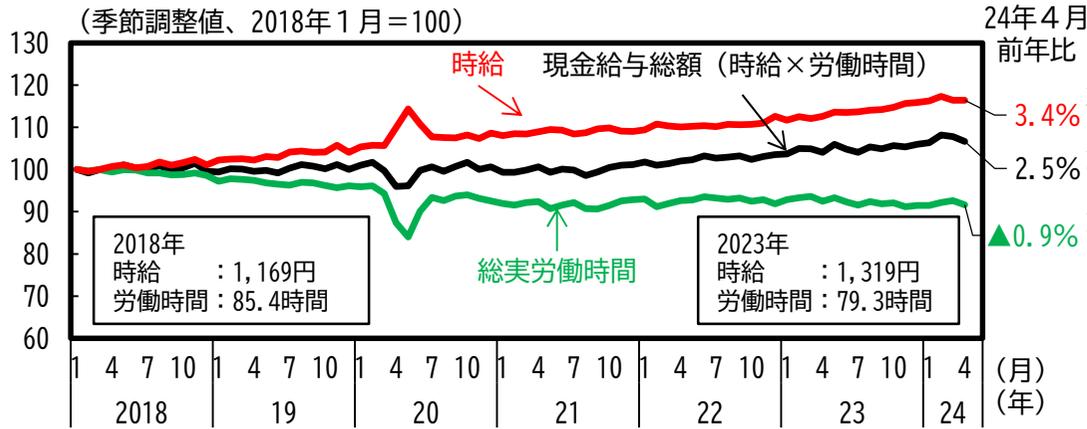
令和6年6月27日

内閣府

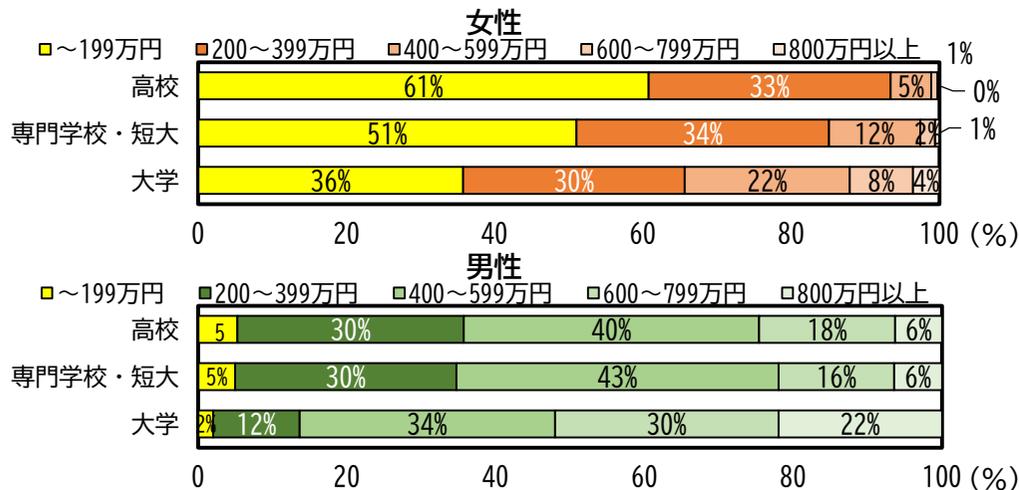
今月のポイント（3） 雇用と労働時間

- ◆ パート労働者の時給は増加する一方で、年収の壁の範囲内で収入を抑える就業調整もあって、労働時間は緩やかな減少傾向が継続し、現金給与総額の上昇が抑制（1図）。女性の有配偶就業者の年収分布を学歴別にみると、年収200万円未満の割合は、高校卒では6割、専門学校・短大卒では5割、大学卒では4割弱となっており、能力発揮により世帯所得を向上させる余地（2図）。
- ◆ 一定の仮定を置いた試算では、妻が年収の壁を超えて働く場合、世帯の生涯可処分所得として、給与所得分に加え、年金所得分の増加が、配偶者手当等の減少を大きく上回る（3図）。人手不足への対応という観点に加え、世帯の生涯可処分所得の向上という観点からも、女性が年収の壁を超えて働くことをためらうことがないような情報の周知と環境整備が重要。

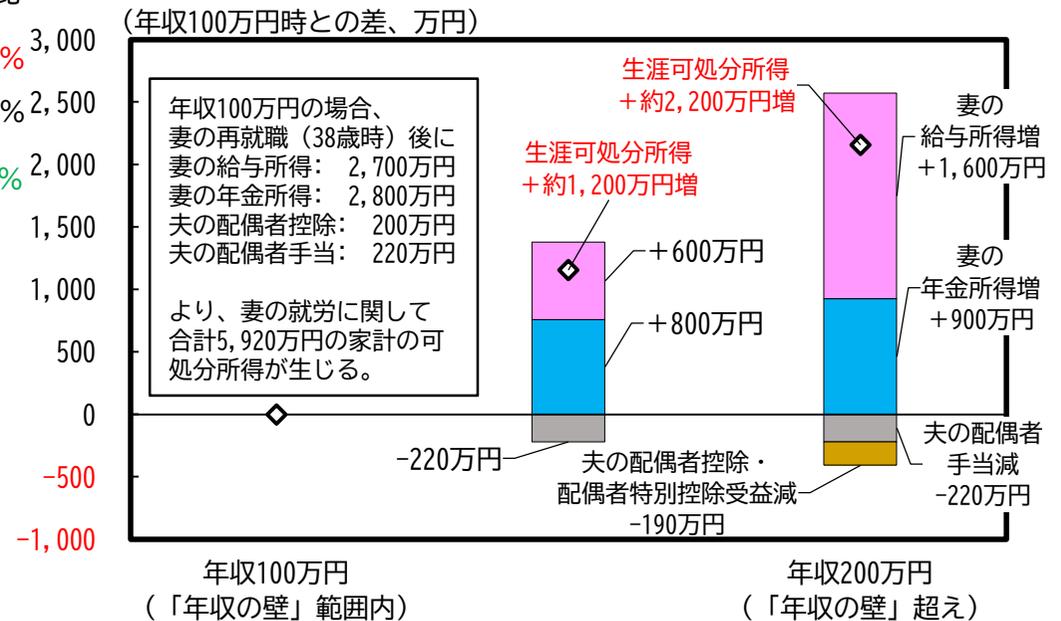
1図 パート労働者の時給、現金給与、労働時間



2図 有業者の年収分布（35～44歳、有配偶者）



3図 夫婦子ども2人世帯において妻が年収の壁を超えて働く場合の生涯可処分所得への影響（一定の仮定に基づく試算）



(参考) 1日の労働時間（時給1,125円、週5日勤務の場合）

年収	100万円	150万円	200万円
労働時間	3.4時間程度	5.1時間程度	6.8時間程度

(備考) 1. 1図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。総実労働時間は内閣府による季節調整値。時給は、現金給与総額を総実労働時間で除することにより算出。

2. 2図は、総務省「就業構造基本調査」により作成。

3. 3図は、内閣府「女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得の変化（試算）」(https://www5.cao.go.jp/keizai3/2024josei/index.html) により作成。

(参考) の時給1,125円は、厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」の短時間労働者・学歴計・女性・産業計・企業規模計の1時間当たり所定内給与額の中央値。なお、同条件における平均値は1,312円。